

広島県告示第七百三十四号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十八条第一項の規定によって、次の区域をプレジャーボートの暫定係留区域に指定し、令和五年五月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 東御所地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」（北緯三四度二四分四二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル）

基点一 基準点から一八〇度〇〇分四四秒の方向七一・五四メートルの点

基点二 基点一から一五三度二五分二秒の方向一六・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二二〇度二〇分一七秒の方向八三・三一メートルの点

基点四 基点三から三三四度二六分五八秒の方向四一・〇四メートルの点

2 土堂一丁目地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五と基点六を水際線で結んだ線、基点六と基点七を結んだ線及び基点七と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」（北緯三四度二四分四二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル）

基点一 基準点から一四八度一七分一〇秒の方向六六四・一九メートルの点

基点二 基点一から一五四度一八分一七秒の方向三一・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二四四度一八分一六秒の方向一〇二・三八メートルの点

基点四 基点三から二四五度五一分一八秒の方向一三〇・五二メートルの点

基点五 基点四から三三四度一分三二〇秒の方向三一・〇〇メートルの点

基点六 基準点から一五八度四二分四三秒の方向六六三・四六メートルの点

基点七 基点六から六六度三五分一〇秒の方向一八・二一メートルの点

3 土堂二丁目地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」(北緯三四度二四分四

二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル)

基点一 基準点から一三五度〇五分三一秒の方向六八七・三四メートルの点

基点二 基点一から一五一度五五分二秒の方向二五・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二四一度五五分二秒の方向八五・〇〇メートルの点

基点四 基点三から三三一度五五分二秒の方向二五・〇〇メートルの点

4 尾崎本町地区(その一)

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五と基点六を水際線で結んだ線、基点六から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市山波町の国土地理院四等三角点「小倉ノ内」(北緯三四度二四分四

〇秒九八七五、東経一三三度一分三四秒四三八八、標高一八・〇七メートル)

基点一 基準点から二六八度一〇分一八秒の方向一、一七六・二九メートルの点

基点二 基点一から一六五度四〇分四一秒の方向三八・九四メートルの点

基点三 基点二から二五五度一五分二秒の方向八六・二五メートルの点

基点四 基点三から二六一度三九分三五秒の方向一八〇・三〇メートルの点

基点五 基点四から三五一度〇〇分一〇秒の方向三六・八七メートルの点

基点六 基準点から二六七度〇一分〇〇秒の方向一、三〇五・六〇メートルの点

基点七 基点六から八三度二分四五秒の方向四九・九一メートルの点

基点八 基点七から二二度二分五二秒の方向七・六八メートルの点

4 尾崎本町地区(その二)

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」(北緯三四度二四分四

二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル)

基点一 基準点から九四度五〇分二八秒の方向一、二七一・九三メートルの点

基点二 基点一から一七六度三三分〇二秒の方向四四・九三メートルの点

基点三 基点二から二四九度一八分二七秒の方向一一四・四四メートルの点

4 基点四 基点三から三三五度三六分〇八秒の方向三三・七二メートルの点
尾崎本町地区(その三)

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市東土堂町の国土地理院四等三角点「堂ヶ迫」(北緯三四度二四分四

二秒五八二一、東経一三三度一分四七秒六一九、標高一三六・六四メートル)

基点一 基準点から九九度三八分三三秒の方向一、〇九四・一四メートルの点

基点二 基点一から一五七度二五分三一秒の方向三九・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二四七度二五分三一秒の方向五五・〇〇メートルの点

基点四 基点三から三三七度二五分三一秒の方向三九・〇〇メートルの点

二 指定年月日

令和五年五月一日